

第73回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

事業報告

- ・業務の適正を確保するための体制
および当該体制の運用状況
- ・会社の支配に関する基本方針

連結計算書類

- ・連結株主資本等変動計算書
- ・連結注記表

計算書類

- ・株主資本等変動計算書
- ・個別注記表

TOA 株式会社

上記の事項につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.toa.co.jp/ir/stockinfo/memo.htm>) に掲載することにより、株主の皆さんに提供しております。

業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

当社は、2006年5月1日開催の取締役会において、会社法および会社法施行規則に基づき、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を決議し、2015年4月15日開催の取締役会において一部改定を決議いたしました。当該基本方針の概要およびその運用状況は、以下のとおりであります。

【内部統制システムの整備に関する基本方針】

当社は、会社法および会社法施行規則ならびに金融商品取引法に基づき、以下のとおり当社の業務の適正および財務報告の信頼性を確保するための体制を整備する。

1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (i) 取締役および従業員が法令および定款を遵守し、健全な社会規範のもとにその職務を遂行するため、取締役会はTOAグループ企業倫理規範を制定する。また、その徹底を図るため、法務担当部門においてコンプライアンスの取り組みを組織横断的に統括することとし、同部門を中心に教育等を行う。
- (ii) 監査担当部門は、法務担当部門と連携のうえ、コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は定期的に取締役会および監査役会に報告される。
- (iii) 法令上疑義のある行為等を従業員が直接通報することができる手段として、コンプライアンス・ホットラインを設置し運営する。
- (iv) 反社会的勢力による不当要求に対し、組織全体として毅然とした態度で対応し、反社会的勢力とは取引関係その他一切の関係を持たない。

<運用状況>

- (i) 全従業員を対象に、TOAグループ企業倫理規範に関する啓蒙の機会を提供し、内容についての周知を実施しております。
- (ii) 内部監査規程に基づき内部監査を実施するとともに、定期的にその監査結果を取締役会および監査役会に報告しております。
- (iii) 内部通報規程に基づき、当社およびグループ会社の役員および従業員からの通報や相談に応じるコンプライアンス・ホットラインを設置し、法令遵守を推進する体制を運営しております。
- (iv) 反社会的勢力との取引関係その他一切の関係を持たないため、コーポレート・ガバナンスに関する報告書において「反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方」を掲載するとともに、新規取引先選定の際に事前確認を行うことにより、反社会的勢力の排除に備えております。

2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (i) 取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程および情報セキュリティ基本規程に基づき、文書または電磁的媒体に記録し、適切かつ確実な保存および管理を行う。
- (ii) 取締役および監査役は、適時これらの情報を閲覧できる。

<運用状況>

- (i) 取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程および情報セキュリティ基本規程に基づき、文書または電磁的媒体に記録し、適切に保管しております。
- (ii) 取締役および監査役は、必要に応じてこれらの情報を速やかに閲覧できる状態が維持されています。

3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (i) コンプライアンス、財務、環境、災害、品質、情報セキュリティおよび安全保障輸出管理等に係るリスクについては、それぞれの担当部門にて、規則・ガイドラインを制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行う。
- (ii) 組織横断的リスク状況の監視および全社的対応は、リスクマネジメントを担当する委員会が行う。

<運用状況>

- (i) 定期的に、情報セキュリティ委員会による情報セキュリティ対策、安全保障輸出管理委員会による安全保障輸出管理およびリスクマネジメント委員会による事業継続計画(BCP)の基本方針をテーマとしたeラーニング等による教育を対象となる従業員に実施しております。また、必要に応じ、それぞれの担当部門にてその他の研修の実施、規則・ガイドラインの制定および改定、マニュアルの作成および更新を行っております。
- (ii) 組織横断的リスク状況の監視および全社的対応は、定期に開催するリスクマネジメント委員会が各部門およびグループ会社からの情報を集約し、重大なリスクに関しては職制の部門に伝達し、全社的対応が必要な場合は対策本部を設置する等の対応を行うものとしております。また、事業継続計画(BCP)を策定し、大規模災害等により中核事業の継続に支障がある場合に備えて毎年訓練を実施しております。

4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (i) 取締役および従業員が共有する全社的な目標を定め、その目標達成のために各部門の具体的目標および会社の権限を分配する。
- (ii) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、取締役会を月1回定期に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
- (iii) 当社の経営方針および経営戦略に関わる重要事項について事前に取締役および執行役員によって構成される経営執行会議において議論を行い、その審議を経て執行決定を行う。
- (iv) 取締役会の決定に基づく業務執行については、業務執行規程で定め、職務分掌規程、権限規程において、それぞれの責任者および責任、執行手続の詳細について定める。

<運用状況>

- (i) 中期経営基本計画に基づき各部門における当事業年度の計画を策定し、目標達成に向けて月次毎に進捗管理を行っております。
 - (ii) 月1回および必要に応じて、当事業年度は16回、取締役会を開催し、当社およびグループ会社に関する経営課題について決議または報告を行っております。各取締役の業務執行においては、四半期に一度、取締役会で報告を行い、取締役相互において監督を行っております。
 - (iii) 月2回および必要に応じて経営執行会議を定期的に開催し、当社およびグループ会社に関する業務執行や経営戦略について意思決定を行っております。
 - (iv) 業務執行規程、職務分掌規程、権限規程に基づき、担当の職務執行者の権限と責任を明らかにして組織的かつ効率的に業務執行を行っております。
- 5) 当社およびそのグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (i) グループ会社の経営管理は、TOAグループ会社管理規程に基づき経営管理を行い、当社への決裁・報告制度による管理を行う。
 - (ii) 当社はグループ会社経営において、当社に準じた損失の危険の管理に関する体制が整備されるよう指導する。グループ会社にて不測の事態が発生した場合を想定し、適切な情報が当社へ伝達される体制を整備する。
 - (iii) グループ会社の取締役の職務執行については、TOAグループ会社管理規程に基づき、当社への事前協議や承認が必要な重要事項が発生した場合は、同規程に基づき当社による決裁・報告を行い、その他はグループ会社による意思決定により効率的に業務執行を行う体制を整備する。
 - (iv) グループ会社における業務の適正を確保するため、当社およびグループ会社すべてに適用する行動指針としてTOAグループ企業倫理規範を定め、その経営基本方針を各拠点に掲示ならびに啓蒙することで、グループ会社の取締役および従業員の職務が法令および定款に適合し、健全な社会規範のもとに遂行されるものとする。また、当該遵守状況の内部監査を必要に応じて行う。

<運用状況>

- (i) グループ会社の業務に関する重要事項については、TOAグループ会社管理規程に基づき、稟議起案による承認手続を実施し、または適宜報告を受けております。
- (ii) グループ会社において不測の事態が発生した場合は、グループ会社社長より当社の情報取扱責任者に情報が集約され、金融商品取引所が定める適時開示基準に従って開示が必要な事項について情報開示を行う体制を維持しております。
- (iii) グループ会社の取締役の職務執行については、重要事項はTOAグループ会社管理規程に基づき決裁・報告を行い、他の事項はグループ会社による意思決定により、迅速に業務執行が行われております。

- (iv) 当社の「経営基本方針」を当社およびグループ会社のすべての拠点に掲示および啓蒙する活動を維持しております。また、監査計画に基づき、グループ会社に対し当該遵守状況の内部監査を実施しております。
- 6) 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項、上記使用者の取締役からの独立性と指示の実効性の確保に関する体制
- (i) 監査役は、監査担当部門所属の従業員に対して、監査業務に必要な事項を指示することができる。
- (ii) 監査担当部門所属の従業員は、監査役から指示された職務が発生した場合、監査役から指示された職務を優先して執行する。
- (iii) 監査担当部門所属の従業員の人事評価については、人事評価制度規程に基づいて行い、監査役から指示された職務により不利益な取扱いを受けないものとする。
- <運用状況>
- (i) 職務分掌規程において、監査担当部門を監査役の特命事項を担当する部門として明確にした組織体制を維持しております。
- (ii) 監査役からの要請事項があれば迅速に対応できるよう、監査担当部門所属の従業員に期待する行動要件を明確にし、迅速かつ的確に補助できる体制を維持しております。
- (iii) 監査担当部門所属の従業員の人事評価は、他の従業員と同様に人事評価制度規程に基づき公正に評価されております。
- 7) 当社およびグループ会社の取締役ならびに使用者が、当社の監査役に報告をするための体制と報告したことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (i) 当社は、当社およびグループ会社の取締役または従業員が、当社の監査役会に対して、法定の事項に加え、当社および当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況およびその内容を、速やかに報告する体制を整備する。
- (ii) 当社およびグループ会社の取締役または従業員は、当社からの経営管理および経営指導内容が法令に違反し、経営上重大な不正、違法、反倫理的行為について、当社監査役または法務担当部門に報告できるものとする。
- (iii) 当社は、コンプライアンス・ホットラインにて当社監査役または法務担当部門に通報した者が、報告したことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保する体制を整備する。
- <運用状況>
- (i) 内部通報規程に基づき、当社およびグループ会社の取締役または従業員は、法令違反またはそのおそれがある行為を発見した場合、コンプライアンス・ホットラインに通報ができる体制にあり、通報状況およびその内容を、内部監査の実施状況も含め、速やかに監査役会に報告する体制を維持しております。

- (ii) 内部通報規程に基づき、当社およびグループ会社の取締役または従業員は、当社の取締役の違法行為または当社からの経営管理および経営指導内容が法令に違反し、経営上重大な不正、違法、反倫理的行為があると判断した場合、当社の監査役または法務担当部門に通報する体制を維持しております。なお、当事業年度において経営上重大な違法行為等に關わる通報はありませんでした。
- (iii) 内部通報規程において、通報による不利益な取扱いを禁止し、通報者保護の体制を維持しております。

8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (i) 当社は、監査役が職務を遂行するうえで必要と認めた事項ならびにその監査費用の予算について決定する。また当社は、監査役または監査役会が職務の執行と監査の実施を目的とした所要の費用についてはこれを負担するものとし、前払の請求があれば、これを承諾する。
- (ii) 監査役は、各取締役および必要な従業員に対して個別のヒアリングを必要に応じて開催することができる。また監査役は、代表取締役社長と会計監査人それぞれとの間で、定期的に意見交換会を開催することができる。

<運用状況>

- (i) 監査役の予算については、監査の実効性を確保するため、年初の予算計画に組み込み、社内規程に基づき前払または償還等の処理が速やかに行われております。
- (ii) 監査役は、各取締役および各部門の従業員に対して必要に応じてヒアリングによる意見交換を実施しております。また監査役は、代表取締役社長と会計監査人それぞれとの間で定期的に意見交換会を開催し、監査役の実効的かつ効率的な監査業務が実施されております。

9) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (i) 当社は、財務報告の信頼性確保および金融商品取引法第24条の4の4に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、代表取締役社長の指示のもと、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し必要な是正を行うとともに、金融商品取引法およびその他関係法令等との適合性を確保する。

<運用状況>

- (i) 当社は、法務担当部門により、財務報告に関する書類その他の情報の信頼性と適正性を確保するための体制の整備と運用の状況について、年初に作成する計画に基づいて評価を実施しております。当該評価結果等については、会計監査人ならびに当社監査役による監査、および取締役会への報告を経て、法令に基づく所定の手続により、内部統制報告書として適切に開示しております。

会社の支配に関する基本方針

当社は、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みに関する基本方針（以下「本対応方針」といいます。）を定めており、その内容等は次のとおりです。

(i) 会社の支配に関する基本方針

当社は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社の取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。特定の者の大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する株主の皆さまの判断に委ねられるべきものであると考えます。従いまして、当社としては、株主の皆さまの判断に資するために、大規模買付行為に関する情報が大規模買付者から提供された後、これを評価・検討し、取締役会としての意見を取りまとめて開示することが必要と考えます。

また、必要に応じて、大規模買付者と交渉することや株主の皆さまへ代替案を提示することも必要と考えます。

他方、当社株式の大規模買付行為や買付提案の中には、企業価値・株主共同の利益を毀損するような大規模買付行為や買付提案がなされる可能性は否定できず、大規模買付行為や買付提案が発生した場合に、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するため、また、株主の皆さまが適切な判断に必要かつ十分な情報や時間を確保していただくためには、当社は、事前の対応策の導入が必要であると考えます。

(ii) 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組みの概要

<経営基本方針および企業価値向上>

当社および当社グループでは、企業価値を「Smiles for the Public -人々が笑顔になれる社会をつくる-」と定め、人々の集まりである「Public (社会)」に対し、「安心・信頼・感動」という価値を提供することで、人々の「Smiles (笑顔)」を実現することを目指しています。

特に経営基本方針である「三つの安心（顧客が安心して使用できる商品をつくる。取引先が安心して取引きできるようにする。従業員が安心して働けるようにする。）」のもと、ESG（環境、社会、ガバナンス）を含む統合的な視野での取組みを強化することで、「社会の公器」として、株主・顧客・取引先・従業員等、すべてのステークホルダーとともに成長・発展していく姿を目指しています。

また、持続的な企業価値向上を目的として、特に「お客さまとのつながり」をより一層強め、各地域・市場ごとに異なるお客さまの様々な課題を「音の報せる力」を強みとする専門メーカーである当社ならではの視点で「安心・信頼・感動」の価値へと変えていくという考え方を基本としています。

さらに、グローバル展開としては、世界を5つの地域（日本、アジア・パシフィック、欧洲・中東・アフリカ、アメリカ、中国・東アジア）に分け、地域ごとに地産地消のビジネスを推進することにより、それぞれが事業体としての自立を見据えた「世界に5つのT.O.A」を目指しています。そのため、特に成長力の高い海外地域におけるマーケティング機能強化を進め、市場ニーズに応えた商品開発の加速と販路の拡充に努めています。

また、ビジネスのあり方として「ハードからサービスへ」の変革を掲げ、良い製品の供給に留まらず、付帯するソフトウェアやサービス等を付加したソリューション型ビジネスを強化し、顧客に新しい価値の創造・提供が可能なビジネスモデルへの変革を推進してまいりました。

今後も引き続きこの変革を推し進めるため、具体的には、当社商品のIoT対応とお客さまに密着した営業およびエンジニアリング体制を通じて、モノ・ヒト両面でお客さまとのつながりの実現を進めています。加えて、当社商品を継続的に安心して使用できる環境を整備するとともに、お客さまの運用に応じて、常に最適なソリューションの創造・提供が可能なビジネスの展開を進めています。

以上のとおり、当社および当社グループの経営にあたっては、幅広いノウハウと豊富な経験ならびに国内外の株主・顧客・取引先・従業員等、すべてのステークホルダーとの間に築かれた良好な関係を維持し促進することが重要な要素になります。

<コーポレート・ガバナンスの強化に関する取組み状況>

当社では、株主・顧客・取引先・従業員等、すべてのステークホルダーに対して、遵法性が確保された健全かつ透明性の高い企業経営を実践することにより、長期的・継続的に企業価値を増大させることを経営上のもっとも重要で恒久的な課題のひとつとして位置付けています。また、コーポレート・ガバナンスのさらなる強化のため、各ステークホルダーへのアカウンタビリティー（説明責任）の重視と充実、迅速かつ適切なディスクロージャー（情報開示）等の実践を積極的に取組んでいくことで、企業価値向上に資するものと考えております。

(iii) 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

<大規模買付ルールの必要性>

本対応方針を運用するにあたっては、当社は、大規模買付行為が行われた際には、株主の皆さまが適切な判断に必要かつ十分な情報や時間を確保していただくことや、大規模買付者と交渉を行うことが、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることにつながると考えております。そのため、当社は、大規模買付行為や買付提案を行う際の情報提供等に関するルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を定めております。この大規模買付ルールは、株主の皆さまに対し、大規模買付行為や買付提案に応じるか否かについて適切な判断をするために必要かつ十分な情報や時間を確保していただくものであり、当社株主共同の利益に資するものと考えます。

<大規模買付ルールの概要>

a. 大規模買付ルールの骨子

当社取締役会が設定する大規模買付ルールの骨子は、[1]大規模買付者は、大規模買付行為の前に、当社取締役会に対して予定する大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を提供し、[2]当社取締役会は、一定の評価期間内に当該大規模買付行為に対する当社取締役会としての意見をまとめて公表し、[3]大規模買付者は、[1][2]の手続後に大規模買付行為を開始する、というものです。

b. 情報の提供

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、大規模買付行為または大規模買付行為の提案に先立ち、当社代表取締役に対して、必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を日本語で記載した書面を提出していただきます。当社取締役会は、本必要情報として提供された情報が十分と認められた場合、その旨を公表します。また、当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して本必要情報が揃うままで追加的に情報提供を求めます。

なお、大規模買付ルールの迅速な運営を図る観点から、必要に応じて、情報提供を要請する都度、大規模買付者の回答期限を設定するものとし、情報提供を要請した日から60日以内に本必要情報の提供を完了していただくこととします。もっとも、本必要情報の具体的な内容は大規模買付行為の内容および規模によって異なることもあるため、当社取締役会は、大規模買付行為の内容および規模ならびに本必要情報の具体的な提供状況を考慮し、独立委員会の勧告に基づき、当該期間を最長30日間延長できるものとします。大規模買付行為の提案があった事実および当社取締役会に提供された本必要情報は、株主の皆さまが適切な判断に必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

c. 取締役会による評価と意見の公表

当社取締役会は、大規模買付者が当社取締役会に対する本必要情報の提供を完了した後、最大60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）または最大90日間（その他の大規模買付行為の場合）を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設け、その取締役会評価期間を公表し、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。取締役会評価期間中、当社取締役会は独立委員会に諮問し、また、必要に応じて外部専門家等の助言および監査役の意見等を求めることができることとし、これらの意見等を参考に、提供された本必要情報を十分に評価・検討します。独立委員会から勧告があった場合には、これに従うものとし、当社取締役会としての意見を慎重に取りまとめて公表します（ただし、勧告に従うことが取締役の善管注意義務に違反すると判断する場合を除きます。以下同じとします。）。

なお、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、または、当社取締役会として株主の皆さんに対し、代替案を提示することもあります。

d. 独立委員会の設置

本対応方針において、大規模買付行為について、当社取締役会による判断の客観性、公正性および合理性を担保するため、当社は、取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置します。

当社取締役会は、かかる独立委員会に対して各種内容を必ず諮問することとし、独立委員会は、諮問を受けた事項について審議し、当社取締役会に対してその意見を勧告することとします。独立委員会は、その勧告の合理性・客観性を高めるために、必要に応じて、当社の費用で、当社取締役会から独立した第三者（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるるものとします。また、当社の取締役、監査役、従業員等に独立委員会への出席を要求し、または必要な情報について説明を求めるができるものとします。

独立委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の向上の観点から大規模買付行為について慎重に評価・検討したうえで、当社取締役会に対し、対抗措置を発動することができる状態にあるか否かについての勧告を行うものとします。当社取締役会は、独立委員会のかかる勧告に従うものとします。

当社取締役会は、独立委員会の勧告の内容を公表することとし、また、かかる勧告に従うことによって、独立委員会が取締役会の判断の客観性、公正性および合理性を確保する手段として機能するよう位置づけています。

<大規模買付行為がなされた場合の対応方針>

a. 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を守ることを目的として、無償割当てによる新株予約権の発行を内容とする対抗措置を発動し、大規模買付行為に対抗する場合があります。

なお、対抗措置の発動を決定した後に、大規模買付者が買付ルールを遵守する旨を表明した場合は、対抗措置の発動を取り消します。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否かの認定および対抗措置の発動の適否・内容については、外部専門家等の助言および監査役の意見も参考にしたうえで、独立委員会の勧告に従うものとし、当社取締役会が決定します。

b. 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守する場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守する場合、当社取締役会は、大規模買付者から提供を受けた情報を総合的に考慮・検討した結果、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益に資すると判断したときは、その旨の意見を表明します。他方、当該大規模買付行為に疑義や問題点があるとえたときは、大規模買付者の買付提案について反対意見を表明し、または、代替案を提案します。これらの場合には、当社取締役会は、株主の皆さまに対して、当該買付提案に対する諾否の判断に必要な判断材料を提供させていただくにとどめ、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置は発動しません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆さまにおいて、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただこととなります。

大規模買付ルールが遵守された場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう場合で、かつ、対抗措置を発動することが相当であると判断したときに限り、株主総会において株主の皆さまに承認を得たうえで、株主の皆さまの利益を守るために、当該大規模買付行為に対する対抗措置として、無償割当てによる新株予約権を発行することができるものとします。

対抗措置を発動する場合の判断においては、外部専門家等および監査役の意見を参考に、提供された本必要情報を十分に評価・検討したうえ、独立委員会の勧告に従うものとします。また、当社取締役会は、対抗措置を発動するに際し、株主総会の開催が著しく困難な場合を除き、株主総会を招集し、対抗措置に関する株主の皆さまの意思を確認するものとします。かかる株主意思確認のための株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）において、出席株主の議決権の過半数の賛同が得られなければ、対抗措置の発動は行いません。その場合、大規模買付者は、株主の皆さまの意思を確認し、対抗措置の発動・不発動が決定されるまで、大規模買付行為は開始できないものとします。

(iv) 本対応方針の合理性

a. 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本対応方針は、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性の原則）を完全に充足しています。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」に関する議論も踏まえた内容となっており、合理性を有するものです。

b. 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本対応方針は、大規模買付行為がなされた際に、大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆さまが判断し、あるいは取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保することや株主の皆さまのために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるという目的をもって導入されるものです。

c. 株主意思を重視するものであること

本対応方針は、株主の皆さまのご意思を確認させていただくため、2008年6月27日開催の第60回定時株主総会において、承認可決されており、その後も、3年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会ごとに、継続の可否について承認を得るものとします。また、本対応方針は、有効期間中であっても、株主総会または取締役会の決議により廃止することが可能です。このように、本対応方針には、株主の皆さまのご意思が十分に反映されることとなっております。

d. 合理的な客観的要件の設定

本対応方針は、原則として、株主意思確認総会を経ることにより、大規模買付者による買付提案に応じるか否かが最終的には株主の皆さまの判断に委ねられるべきものとしており、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ対抗措置が発動されないよう設定されております。このように、本対応方針は取締役会による恣意的な対抗措置の発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

e. 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本対応方針の導入にあたり、取締役会または取締役の恣意的判断を排除し、株主の皆さまのために、対抗措置の発動および本対応方針の廃止等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として独立委員会を設置します。

実際に当社に対して大規模買付行為がなされた場合には、独立委員会が、大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を損なうおそれがあるか否か等を評価・検討し、取締役会に対して勧告を行い、取締役会はこれに従ったうえで、原則として、株主意思確認総会の開催を行うこととします。このように、独立委員会によって取締役会の恣意的行動を厳しく監視するとともに、その判断の概要については株主の皆さまに情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で本対応方針の透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

f. デッドハンド型買収防衛策ではないこと

本対応方針は、株主総会で選任された取締役で構成される取締役会によりいつでも廃止することができるものとされており、大規模買付者が自己の指名する取締役を株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本対応方針を廃止することができます。

従って、本対応方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

連結株主資本等変動計算書

(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	5,279	5,058	30,236	△385	40,189
当期変動額					
剰余金の配当			△1,013		△1,013
親会社株主に帰属する当期純利益			1,596		1,596
自己株式の取得				△1,005	△1,005
自己株式の処分		2		20	22
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	2	583	△984	△398
当期末残高	5,279	5,061	30,819	△1,370	39,790

	その他の包括利益累計額				非支配 株主持分	純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額 合計		
当期首残高	3,682	△1,009	△104	2,567	2,024	44,780
当期変動額						
剰余金の配当						△1,013
親会社株主に帰属する当期純利益						1,596
自己株式の取得						△1,005
自己株式の処分						22
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,026	△159	176	2,044	△61	1,983
当期変動額合計	2,026	△159	176	2,044	△61	1,584
当期末残高	5,708	△1,168	72	4,611	1,962	46,365

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

[連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記]

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 23社

主要な連結子会社の名称

(国内) アコース(株)、タケックス(株)、

TOAエンジニアリング(株)、(株)ジーベック

(海外) TOA ELECTRONICS, INC. [米国]、TOA Communication Systems, Inc. [米国]

TOA CANADA CORPORATION [カナダ]、TOA CORPORATION (UK) LIMITED [英国]

TOA Electronics Europe G.m.b.H. [ドイツ]

TOA ELECTRONICS SOUTHERN AFRICA (PROPRIETARY) LIMITED [南アフリカ共和国]

TOA ELECTRONICS TAIWAN CORPORATION [台湾]、TOA (HONG KONG) LIMITED [香港]

TOA (CHINA) LIMITED. [中国]、TOA Electronics (Thailand) Co., Ltd. [タイ]

TOA ELECTRONICS PTE LTD [シンガポール]、TOA ELECTRONICS (M) SDN. BHD. [マレーシア]

PT. TOA GALVA PRIMA KARYA [インドネシア]、PT. TOA GALVA INDUSTRIES. [インドネシア]

TOA ELECTRONICS VIETNAM COMPANY LIMITED [ベトナム]

TOA VIETNAM CO.,LTD. [ベトナム]、得洋電子工業股份有限公司 [台湾]

得技電子(深圳)有限公司 [中国]

(2) 主要な非連結子会社

非連結子会社 (TOA ELECTRONICS INDIA PRIVATE LIMITED) は、小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用会社

TOA SPON LIMITED [中国]を持分法適用会社としております。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社

持分法を適用していない非連結子会社 (TOA ELECTRONICS INDIA PRIVATE LIMITED) は、連結純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 持分法の適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項

TOA SPON LIMITED [中国]は決算日が12月末日であり、連結決算日と異なるため、当該会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社は在外子会社19社で、いずれも決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成に当っては、それぞれの決算日現在の計算書類を使用しておりますが、連結決算日との間に生じた重要な連結会社間取引について連結決算上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

時価のあるもの：決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの：移動平均法による原価法

②デリバティブ取引により生じる債権及び債務 ：時価法

③たな卸資産

評価基準は、当社及び国内連結子会社においては原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）、在外連結子会社においては低価法によっております。

商品（在外販売子会社）：主として移動平均法

製 品：主として月次総平均法

仕掛品及び原材料：総平均法（ただし、一部仕掛品については個別法、一部原材料については最終仕入原価法）

貯 蔵 品：最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）：定率法（ただし、当社及び国内連結子会社の建物・建物附属設備、2016年4月1日以後に取得した構築物、在外連結子会社については定額法）

②無形固定資産（リース資産を除く）：定額法

③リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産）：リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法

なお、国際財務報告基準を適用している在外連結子会社については、国際財務報告基準第16号「リース」（IFRS第16号）を適用しております。これにより、借手のリース取引は原則として全てのリースについて資産及び負債を計上することとしており、資産計上された使用権資産の減価償却方法は定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸 倒 引 当 金：債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞 与 引 当 金：従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、主に支給見込額基準により計上しております。

③製品保証引当金：製品の無償修理費用に備えるため、過去の実績に基づき、将来発生する修理費用の見積額を計上しております。

(4) 退職給付に係る資産及び負債の計上基準

退職給付に係る資産及び負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主に10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主に10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

なお、国内連結子会社及び在外連結子会社の一部については、小規模企業における簡便法を採用しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果の発現する期間を個別に見積り、償却期間を決定した上で、均等償却しております。

(6) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

5. 追加情報

(会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響について)

当社グループは、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の世界的な感染拡大の影響を受けており、会計上の見積りについては、その影響を考慮して行っております。収束時期等についての統一的な見解は公表されておらず、当連結会計年度以後においても、影響が一定期間続く可能性がありますが、将来に向けて徐々に回復していくものと仮定しております。

なお、収束時期等の見積りには不確実性を伴うため、実際の結果はこれらの仮定と異なる場合があります。

[連結貸借対照表に関する注記]

有形固定資産の減価償却累計額 9,436百万円

[連結株主資本等変動計算書に関する注記]

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数
普通株式 34,536,635株
2. 当連結会計年度末の新株予約権の目的となる株式の種類及び数
該当事項はありません。
3. 剰余金の配当に関する事項
(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月23日 定時株主総会	普通株式	542	16.00	2020年3月31日	2020年6月24日
2020年11月4日 取締役会	普通株式	325	10.00	2020年9月30日	2020年12月2日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの次のとおり、決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月22日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	325	10.00	2021年3月31日	2021年6月23日

[金融商品に関する注記]

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また資金調達については基本的に銀行借入による方針であります。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信対策報告システムに沿って、取引相手ごとの期日管理及び残高管理を行うことで、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券は主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクにさらされておりますが、定期的に時価の把握を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金の支払期日は、1年以内であります。

なお、外貨建て営業債権債務は為替の変動リスクにさらされており、これを回避する目的で、一部デリバティブ取引（先物為替予約取引）を行っております。

デリバティブ取引については、リスク管理方針により投機的な取引は行わない方針であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額（※1）	時価（※1）	差額
(1) 現金及び預金	16,838	16,838	—
(2) 受取手形及び売掛金	9,095	9,095	—
(3) 投資有価証券 その他有価証券	9,015	9,015	—
(4) 支払手形及び買掛金	(2,704)	(2,704)	—
(5) 短期借入金	(1,271)	(1,271)	—
(6) 未払法人税等	(261)	(261)	—
(7) デリバティブ取引（※2）	0	0	—

（※1）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（※2）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに (2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券は全て株式であるため、時価は取引所の価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金、(5) 短期借入金、並びに (6) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(7) デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価については、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非連結子会社	2
非上場株式	55
合計	57

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

[1 株当たり情報に関する注記]

1 株当たり純資産額 1,365円41銭

1 株当たり当期純利益 48円87銭

[重要な後発事象に関する注記]

該当事項はありません。

(注) 連結注記表における記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

資本金	株主資本							
	資本剰余金			利益剰余金				
	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	5,279	6,808	13	6,822	679	2,930	13,701	17,311
当期変動額							△867 1,067	△867 1,067
剩余金の配当								
当期純利益								
自己株式の取得			2		2			
自己株式の処分								
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	-	-	2	2	-	-	200	200
当期末残高	5,279	6,808	15	6,824	679	2,930	13,901	17,511

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△385	29,027	3,682	3,682	32,709
当期変動額					
剩余金の配当					△867 1,067
当期純利益			△867 1,067		
自己株式の取得	△1,005	△1,005	△1,005		△1,005
自己株式の処分	20	22	22		22
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			2,026	2,026	2,026
当期変動額合計	△984	△782	2,026	2,026	1,244
当期末残高	△1,370	28,245	5,708	5,708	33,953

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

[重要な会計方針に係る事項に関する注記]

1. 重要な資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子 会 社 株 式：移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの：決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの：移動平均法による原価法

(2) たな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

製 品：月次総平均法

仕 掛 品：個別法

原 材 料：総平均法（ただし、一部原材料については最終仕入原価法）

貯 藏 品：最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

建物(建物附属設備含む)：定額法

建 物 以 外：定率法（ただし、2016年4月1日以後に取得した構築物については定額法）

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)：定額法

(3) リース資産(所有権移転外ファイナンス・リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法 リース取引に係るリース資産)

3. 引当金の計上基準

(1) 貸 倒 引 当 金：債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退 職 給 付 引 当 金：従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定期式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

4. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

5. 追加情報

(会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響について)

当社は、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の世界的な感染拡大の影響を受けており、会計上の見積りについては、その影響を考慮して行っております。収束時期等についての統一的な見解は公表されておらず、当事業年度以後においても、影響が一定期間続く可能性がありますが、将来に向けて徐々に回復していくものと仮定しております。

なお、収束時期等の見積りには不確実性を伴うため、実際の結果はこれらの仮定と異なる場合があります。

[貸借対照表に関する注記]

1. 有形固定資産の減価償却累計額	4,733百万円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	1,194百万円

[損益計算書に関する注記]

関係会社との取引高	
売上高	5,048百万円
仕入高等	13,440百万円
営業取引以外の取引高	337百万円

[株主資本等変動計算書に関する注記]

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	2,017,212株

[税効果会計に関する注記]

1. 總延税金資産及び総延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(総延税金資産)	
たな卸資産	76百万円
投資有価証券評価損	3百万円
未払事業税額	14百万円
未払費用	34百万円
貸倒引当金	9百万円
退職給付引当金	634百万円
資産除去債務	5百万円
ソフトウェア	82百万円
関係会社株式評価損	90百万円
その他	13百万円
総延税金資産 小計	963百万円
評価性引当額	△95百万円
総延税金資産 合計	867百万円

(総延税金負債)	
その他有価証券評価差額金	2,389百万円
その他	3百万円
総延税金負債 合計	2,392百万円
総延税金負債の純額	1,524百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率の差異の原因となった主な項目別の内訳

国内の法定実効税率	30.6%
(調整)	
永久に損金に算入されない項目	2.1%
永久に益金に算入されない項目	△7.0%
住民税均等割額	3.4%
試験研究費等特別控除	△3.5%
評価性引当金	0.0%
その他	0.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	25.8%

[関連当事者との取引に関する注記]

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	アコース(株)	所有 直接 100%	当社仕入先	音響機器の仕入	3,287	買掛金	339
	TOAエンジニアリング(株)	所有 直接 100%	当社仕入先 当社販売先	音響・映像機器の エンジニアリング及び施工	2,568	買掛金	388

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 仕入価格については、市場価格から算定した価格及び子会社から提示された総原価を検討のうえ決定しております。
2. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税を含めております。

[1株当たり情報に関する注記]

1株当たり純資産額 1,044円11銭

1株当たり当期純利益 32円67銭

[重要な後発事象に関する注記]

該当事項はありません。

(注) 個別注記表における記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。